

○厚生労働省告示第九十九号
指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準 (平成十八年厚生労働省告示第二百一十六号) の規定に基づき、厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等(平成十二年厚生省告示第二百二十二号)の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から適用する。

平成二十七年三月二十二日

大分県の項目中	字 佐 市	大字正覚寺及び大字熊	八 女 市
限口園格四十域一千字字中字佛松字の字字井字る屋窟び谷坪下井字根字字黒 る。原番二に万七辨小弓、椿洲岩出本地不辻手辻ノ數字山尾手櫻、柿烏木 字地番限九百財谷掛字四頭、坪城動山字陣口字道ノノ字ノ山町 滝槐地ま地ノ塔餅郎、字字之前、字字黒字為床、鶴本実角木、田 ノ谷域でまづ、九十九天迫、田字堂京字限、字長段木南ノ字牧字代 上に字字池老、町字南字底、曾字下筒井、字真岩字松小下 字下限、字仲限山字柿、字鼻別姥字捨井、当字塚井、字手、上 下字森ノ迫真留辻字北字字堂、自字木海 字下、字字及る。字字津字堂、字木本木、 字北字字堂、字木本木、字浦字木山、字家鋪字 漆原字北字竹迫、字御明園、字水口	四十域一千字字中字佛松字の字字井字る屋窟び谷坪下井字根字字黒 る。原番二に万七辨小弓、椿洲岩出本地不辻手辻ノ數字山尾手櫻、柿烏木 字地番限九百財谷掛字四頭、坪城動山字陣口字道ノノ字ノ山町 滝槐地ま地ノ塔餅郎、字字之前、字字黒字為床、鶴本実角木、田 ノ谷域でまづ、九十九天迫、田字堂京字限、字長段木南ノ字牧字代 上に字字池老、町字南字底、曾字下筒井、字真岩字松小下 字下限、字仲限山字柿、字鼻別姥字捨井、当字塚井、字手、上 下字森ノ迫真留辻字北字字堂、自字木海 字下、字字及る。字字津字堂、字木本木、 字北字字堂、字木本木、字浦字木山、字家鋪字 漆原字北字竹迫、字御明園、字水口		

字楮四十域一千字字中字佛松字の字字井字る屋窟び谷坪下井字根字字黒
る。原番二に万七辨小弓、椿洲岩出本地不辻手辻ノ數字山尾手櫻、柿烏木
字地番限九百財谷掛字四頭、坪城動山字陣口字道ノノ字ノ山町
滝槐地ま地ノ塔餅郎、字字之前、字字黒字為床、鶴本実角木、田
ノ谷域でまづ、九十九天迫、田字堂京字限、字長段木南ノ字牧字代
上に字字池老、町字南字底、曾字下筒井、字真岩字松小下
字下限、字仲限山字柿、字鼻別姥字捨井、当字塚井、字手、上
下字森ノ迫真留辻字北字字堂、自字木海
字下、字字及る。字字津字堂、字木本木、
字北字字堂、字木本木、字浦字木山、字家鋪字
漆原字北字竹迫、字御明園、字水口

第一号へ(2)中「地域密着型介護福祉施設サービス費」を「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活
介護費」に改める。
○厚生労働省告示第二百号
介護保険法施行法(平成九年法律第二百二十四号)第十三条第三項の規定に基づき、厚生労働大臣が
定める旧措置入所者の所得の区分及び割合(平成十七年厚生労働省告示第四百九号)の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から適用する。
平成二十七年三月二十三日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

表備考中「地域密着型介護福祉施設サービス」を「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」
に、「(2)若しくは(3)」を「若しくは(2)」に、「b若しくはc」を「若しくはb」に改める。
○厚生労働省告示第二百一号
介護保険法施行法(平成九年法律第二百二十四号)第十三条第五項第二号の規定に基づき、介護保険
法施行法第十三条第五項第二号に規定する居住費の特定負担限度額(平成十七年厚生労働省告示第四
百十八号)の一部を次のよう改訂し、平成二十七年四月一日から適用する。
平成二十七年三月二十三日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

表の一の項目中「三百二十円」を「三百七十円」に改め、同表の四の項目欄中「三百二十円」(を三)
百七十円(一)に改める。

表備考五中「地域密着型介護福祉施設サービス」を「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」
に、「(2)若しくは(3)」を「若しくは(2)」に、「b若しくはc」を「若しくはb」に改める。

○厚生労働省告示第二百二号
指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三
十四号)の規定に基づき、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準及び指
定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービス
に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に規定する厚生労働大臣が定める者及び研
修(平成二十四年厚生労働省告示第二百二号)の一部を次のよう改訂し、平成二十七年四月一日か
ら適用する。

平成二十七年三月二十三日

第二号から第四号までの号中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護
事業所」に改める。

○厚生労働省告示第二百三号
介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第四十一条第四項の規定に基づき、指定居宅サービスに
要する費用の額の算定に関する基準(平成十二年厚生省告示第二百二号)の一部を次のよう改訂し、
平成二十七年八月一日から適用する。

平成二十七年三月二十三日

別表の8のイ(1)(2)を次のよう改める。

II 併設型短期入所生活介護費(II)

a 要介護1
b 要介護2
c 要介護3
d 要介護4
e 要介護5

別表の8のイ(2)(2)を次のよう改める。

II 併設型短期入所生活介護費(II)

a 要介護1
b 要介護2
c 要介護3
d 要介護4
e 要介護5

を削る。

厚生労働大臣 塩崎 恭久

640単位	707単位	599単位
775単位	842単位	666単位
801単位	866単位	734単位